

一般社団法人親と子の支援ゆりかご会 定款

令和3年12月1日 作 成

一般社団法人親と子の支援ゆりかご会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人親と子の支援ゆりかご会と称し、略称は、ゆりかご会
英文ではYurikagoと表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、親と子、特に母と子の健やかな関係性の成長のため、周産期からの母子支援を行い、精神疾患をもちながら子育てする親や、障害など育ちにくさをもつ子の家族を支援する。そのため親子のニーズに応えることのできる人材育成も図り、安心して子育てのできる社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康保険法に基づく訪問看護事業
- (2) 有償による産前・産後訪問サービス事業
- (3) 子育て相談事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく相談事業・
地域支援事業
- (5) 母子保健に関する健康教育、研修、講演に関する事業
- (6) 母子保健に関する書籍、映像媒体販売に関する事業
- (7) 母子保健に関して行政及び関係機関から委託を受けて行う事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ①訪問看護
 - ②居宅療養管理指導
- (9) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ①介護予防訪問看護
 - ②介護予防居宅療養管理指導

- (10) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - (11) 保険適応外での居宅介護サービス事業
 - (12) 当法人と目的を同じくする国内外の関係団体との交流事業
 - (13) 母子保健に関する研究事業
 - (14) 日本乳幼児精神保健学会横浜支部に関する事業
 - (15) 前各号に附帯する一切の事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の議決権を有する社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 学生会員 大学生又は大学院生で当法人の目的に賛同して入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、正会員一名の推薦により、当法人所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員、学生会員又は賛助会員は、当法人の別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに

に選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対し、報酬等として、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会において決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会の決定に従って行う。

第8章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附 則

(設立時の役員等)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	渡邊 久子	渡邊 良	山口 徳江
	大場 エミ	山本 弘庫	矢野 剛司
設立時代表理事	横浜市港北区高田西五丁目12番7号		
	渡邊 久子		
設立時監事	北岡 英子		

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

横浜市港北区高田西五丁目12番7号

設立時社員 渡邊 久子

横浜市南区別所三丁目13番3号

設立時社員 大場 エミ

(最初の事業年度)

第50条 本団体の最初の会計年度は、当法人設立の日から令和4年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人親と子の支援ゆりかご会 設立のため、設立時社員 渡邊 久子ほか1名の定款作成代理人 田野 智亮 は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和3年12月1日

設立時社員 渡邊 久子

設立時社員 大場 エミ

上記設立時社員2名の定款作成代理人

横浜市西区高島2丁目3番25号みなとみらいTAビル

司法書士 田野 智亮



同一の情報の提供

申請番号 : 20211213032040001

提供の日付 : 2021年12月13日

登簿管理番号 : 21 - 0208001302001027

公証人 : 02080013 鈴木秀行

所属法務局 : 横浜地方法務局

公証役場 : みなとみらい公証役場
横浜市中区太田町六丁目87番地



請求対象の登簿管理番号 : 21 - 0208001302001027

請求対象の文書種別 : 電磁的記録の認証

認証を付与した日付 : 2021年12月13日

請求対象の処理公証人 : 02080013 鈴木秀行

所属法務局 : 横浜地方法務局

公証役場 : みなとみらい公証役場
横浜市中区太田町六丁目87番地

これは, 保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。